

南魚沼市監査委員告示第2号

住民監査請求に係る監査結果について

令和3年2月2日付けで提出のあった住民監査請求について、監査した結果を地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第242条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月25日

南魚沼市監査委員 片桐 真司

住民監査請求結果

第1 監査の結果

「令和元年度 西集落 中山間地域等直接支払事業に関する補助金支出」に係る請求については次のように決定した。

本件請求については棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

(1) 請求人

住 所 (略)

氏 名 (略)

(2) 代理人

住 所 (略)

氏 名 (略)

2 請求書の提出日

請求書の提出は令和3年2月2日であるが、請求書の要件に不備があり、同月5日、請求人に対し補正命令を行い、同月8日、補正書の提出を受けた。

3 請求の要旨

請求人提出の「住民監査請求書」による主張事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 主張する事実の要旨（原文から抜粋）

南魚沼市長が、令和元年度に、西集落 中山間地域直接支払事業に関する補助金を支出したが、その補助金中、44万円が違法に支出された。しかし、南魚沼市は監査業務を怠り、その違法な支出を放置したままである。その結果、南魚沼市は、西集落に対する違法な支出金の返還措置を講ずることができるにも拘わらず、西集落に対する違法な支出金の返還措置を講じていない。その結果、南魚沼市には、損害（44万円）が、発生している。

(2) 措置要求

南魚沼市が西集落に対し、違法に支出された補助金44万円の返還措置を講ずる事を要求する。

4 請求の要件審査

本件請求については、形式等において地方自治法第242条第1項に定める要件を満たしている。ただし同法第242条第2項に規定する請求の期限について、本件補助金の交付から1年が経過しているが、怠る事実の主張や1年以内に監査請求できなかった理由の記載もある。そのため請求の期限については監査の中で適否を判断することとしたうえで、令和3年2月19日にこれを受理した。

第3 監査の経過

1 監査の対象

「令和元年度 西集落 中山間地域等直接支払交付金」について、その交付決定を取り消し、交付金の返還を命じることを怠る事実

2 監査の期間

令和3年2月19日から令和3年3月25日

3 監査対象部局

産業振興部農林課を監査対象とした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年2月25日、陳述の機会を与え、同日新たな証拠の提出を受けた。

5 監査対象部局の弁明書の提出及び陳述並びに関係人の陳述

産業振興部農林課においては、令和3年2月25日に事情聴取を実施したほか、令和3年3月5日に弁明書の提出を受け、令和3年3月11日に陳述の機会を設けた。

合わせて、令和3年3月11日、西集落協定の第4期代表であるA氏から、詳細を確認するための聴取を実施した。

6 監査執行の辞退

関常幸監査委員から、地方自治法第199条の2の規定による除斥には該当しないが、本件監査の執行を辞退したい旨の申出があり、関常幸委員は本件監査に関与していない。

第4 中山間地域等直接支払事業について

1 関係法令、交付金事業実施要領等の確認について

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）
- (3) 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）
- (4) 中山間地域等直接支払交付金実施要領（最終改正平成31年農振第2970号農林水産事務次官依命通知）
- (5) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（最終改正平成31年農振第2969号農林水産省農村振興局長通知）

2 「西集落 中山間地域等直接支払事業交付金」の法的整理

(1) 趣旨

中山間地域等直接支払交付金実施要領によれば、食料・農業・農村基本法第35条第2項において「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」とされており、その多面的機能の発揮・促進を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が制定され、同法第3条第3項第2号において、同法に定める多面的機能発揮促進事業の一つとして、「中山間地域等（中略）における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業」を規定している。

同法、事業計画の認定においては、第7条第1項において「多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村の認定を申請することができる。」と規定している。

第7条第2項各号においては、事業計画に記載すべき事項を規定し、第7条第5項の申請があった場合の認定については、

第1号 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること

第2号 当該事業計画の定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること

第3号 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域内に現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと、上記各号いずれにも適合するものであると認

めるときは、その認定をするものとする規定している。

これらを踏まえ、中山間地域等において、多面的機能の発揮・促進を図る観点から、法令等の定めるところにより交付金が交付されるものである。

(2) 西集落協定の認定

以上に基づいて、平成27年7月31日付け西集落協定代表B氏名で、「多面的機能発揮促進事業に関する計画」の認定の申請がなされ、南魚沼市より認定されている。

3 本件補助金の支払いについて

令和元年度中山間地域等直接支払交付金は令和元年7月8日、南魚沼市長より「補助金等の交付決定について（通知）」（南魚農第438-23号）がなされ、同7月31日、令和2年1月31日にそれぞれ412,000円、412,670円が西集落協定に支払われている。

第5 請求の趣旨及び理由について

1 請求の趣旨の確認と必要な措置の内容

(1) 請求の期限について

要件審査において保留となっていた地方自治法第242条第2項に規定する請求の期限について、請求人陳述の際に請求人に以下のことを確認した。

(2) 請求の趣旨の確認

請求人は、南魚沼市が西集落に対し、違法に支出された補助金44万円の返還措置を講ずることを求めている。これは地方自治法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」を南魚沼市が返還するものではなく、西集落に返還を求める行為を怠るという「財産の管理を怠る事実」があると認められたので、南魚沼市が被った損害、補助金44万円を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求するものである。よって本件請求は上記期限の適用とはならず、監査を継続することとした。

(3) 必要な措置の内容

西集落へ交付された補助金の使用用途が、西集落の作成した「多面的機能発揮促進事業に関する計画、第7交付金の使用方法等」に違反しているので、西集落協定から南魚沼市へ44万円の返還を求めるものであり、その手続き上の措置を南魚沼市に請求しているものである。

2 請求の理由の論点整理

(1) 請求書「第2 請求の理由」の内容は以下のとおりである。（原文より抜粋）

ア 事業名「西集落 中山間地域等直接支払事業」令和元年度事業にかかる補助金

イ 住民監査請求を求める理由・経緯

- ① 本件支払事業の実施要領によれば、交付金受給には、一定の要件を満たした「対象者」が、「対象行為」を定めて申請する。対象行為は、「集落協定」と「個別協定」により特定される。(本請求は「集落協定」事案につき、以下「個別協定」は記載しない。)

交付金は、集落協定に基づき受給される。従って、提出された「集落協定」により特定された「対象行為」以外の事項に支出することは、本件支払事業の目的を逸脱することになり、違法となり許されないと解される。

- ② 本件支払事業では、平成27年7月31日付けで、西集落協定代表B氏名義で、南魚沼市長宛てに、「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」が提出されている。その添付書類として、集落協定が提出された。

- ③ 本件集落協定の「対象行為」の交付金支出可能事項は、共同取組活動60%、個人配分40%である。

- ④ 反面、本件集落協定には、次の「対象行為」は記載されていない。即ち、「交付金の積立・繰越に係る計画」「機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用」に関しては、全く、記載が無い。

- ⑤ 本件支払事業において、ここ数年来、交付金が対象行為の、共同取組活動60%、個人配分40%以外の事項に支出されるようになった。

そもそも、「交付金の積立・繰越に係る計画」の記載が無いので、交付金を積立・取崩すことは出来ない。本件集落協定の対象行為に支出しなかったのであれば、受領した交付金は、返還すべきである。又は、本件集落協定を修正・改定して、再度、申請すべきであった。

また「機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用」は交付金支出の対象とならないので、支出できない。

然るに、「交付金の積立・繰越に係る計画」「機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用」が行われていた。本件支払事業の交付金の対象行為ではない。支出は違法であり許されない。

- ⑥ 尚、本件集落協定は、西集落協定代表・B氏等の数名が、独断で提出したものである。構成員全員の同意を得ていない。南魚沼市の産業振興部長も本件集落協定が構成員の同意に基づかない事実を知っていたと解される。従って、本件集落協定自体、南魚沼市に対して、適法に申請されたものとは言い難い。

⑦ 本件支払事業において、本件支払事業の対象者・構成員以外の第三者に対し、交付金が、構成員の同意を得ることなく、違法に贈与されていた。

令和元年8月13日支出した44万円である。右44万円の違法な支出は、本件支払事業において南魚沼市に提出された交付金決算報告、令和元年西集落協定金銭出納簿に明白な事実として記載されている。

この44万円は共同機械の購入に充てられたものではない。西農産組合の所有財産である中古コンバインの購入ローンの債務の支払に充当されていた。しかも上記の中古コンバインは、C氏名義で購入されている。C氏は本件支払事業の構成員でもなく、西農産組合の組合員でもなく全くの第三者である。

結局、44万円は本件支払事業及び西農産組合の構成員でもない第三者C氏のローン支払いに充当された。

⑧ 上記中古コンバインは、本件支払事業とは無関係であった。この事実は、令和2年9月2日付の西集落の現代表の文書より明確となった。即ち、西集落の現代表は、西農産組合所有財産の中古コンバインは、「西農産組合が共同で使用する機械という意味です。」と明確に回答している。

「44万円が贈与された中古コンバイン」は「西農産組合」と「本件支払事業」が共同で使用するものではないのである。監査請求人は、令和2年9月2日以降になって、漸く、本件支払事業が、44万円を、違法に第三者C氏に贈与した事実を、認識できた。

⑨ 以上、客観的な証拠上、本件支払事業は、44万円を第三者C氏に違法に贈与したものである。本件支払事業の交付金の使途としては、目的外の違法な支出と言わざるを得ない。

(2) 請求の理由の論点整理

アの事業名、イの①中山間地域等直接支払事業の「集落協定」「対象行為」の説明、②の平成27年7月31日付け、西集落協定代表B氏名義、「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」、③の「対象行為」の交付金支出可能事項、については中山間地域等直接支払交付金実施要領に沿った内容であるため、検討対象としない。

イの⑥では、「本件集落協定は西集落協定代表B氏等の数名が独断で提出し、構成員全員の同意を得ていない。南魚沼市の産業振興部長も本件集落協定が構成員の同意に基づかない事実を知っていたと解される。従って、本件集落協定自体、南魚沼市に対して、適法に申請されたものとは言い難い。」としているが、本住民監査請求の対象は、第4期中山間地域等直接支払事業の令和元年度分を対象としており、既に令和元年度において第4期事業は終了していること、本

請求の趣旨は、第4期西集落協定の適法・違法性を問うものでは無いことにより、検討の対象としない。

又、イの⑤文中の本件集落協定を修正・改定して、再度、申請すべきことも上記と同様、検討対象としない。

イの④本件集落協定に「対象行為」として交付金の積立・繰越に係る計画、機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用の記載が無いこと、⑤の交付金の積立・繰越に係る計画の記載が無いので、交付金を積立・取崩すことは出来ないこと、また機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用は交付金支出の対象とならないが、機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用への支出が行われていたこと、⑦の構成員の同意を得ることなく、令和元年8月13日に交付金44万円が西農産組合の所有財産である中古コンバインの購入ローンの債務の支払いとして本件支払事業の対象者・構成員以外の第三者に対し、違法に贈与されており、ローンの名義が西農産組合の構成員でもない第三者C氏であったこと、⑧の令和2年9月2日付の西集落協定の第4期代表の文書より、西農産組合所有財産の中古コンバインは、「西農産組合が共同で使用する機械という意味です。」と回答され、「44万円が贈与された中古コンバイン」は「西農産組合」と「本件支払事業」が共同で使用するものではないこと、⑨の本件支払事業は、44万円を第三者C氏に違法に贈与したものであり、本件支払事業の交付金の使途としては目的外の違法な支出であるとのこと。

以上の請求の理由については、請求の趣旨の根拠となるため検討対象とする。

第6 監査の実施

1 監査対象

中山間地域等直接支払交付金について、その交付決定を取り消し、交付金の返還を命じることを怠る事実を検証するため、以下により監査を実施した。

(1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領等に基づく交付金の返還について

西集落へ交付された補助金の使用使途が、西集落の作成した「多面的機能発揮促進事業に関する計画、第7 交付金」の使用使途等に違反している、ということが中山間地域等直接支払交付金実施要領等の補助金返還事由に該当するかについて。

(2) 令和元年度、中山間地域等直接支払事業実施の妥当性

「請求の理由」において検討の対象とした以下5項目の妥当性について。

- ① 本件集落協定に「対象行為」として交付金の積立・繰越に係る計画の記載が無いこと、よって交付金を積立・取崩すことは出来ないこと。
- ② 本件集落協定に「対象行為」として機械・農作業の共同化：農業機械等の

共同利用の記載が無いこと、よって交付金支出の対象とならないが、交付金の支出が行われていたこと。

- ③ 支払事業の対象者・構成員以外の第三者に対し、構成員の同意を得ることなく、交付金44万円が、令和元年8月13日に西農産組合の所有財産である中古コンバインの購入ローンの債務の支払として違法に贈与されており、ローンの名義が西農産組合の構成員でもない第三者C氏であったこと。
- ④ 令和2年9月2日付の西集落協定の第4期代表の文書により、西農産組合所有財産の中古コンバインは、「西農産組合が共同で使用する機械という意味です。」と回答され、「44万円が贈与された中古コンバイン」は「西農産組合」と「本件支払事業」が共同で使用するものではないこと。
- ⑤ 本件支払事業は、44万円を第三者C氏に違法に贈与したものであり、交付金の使途としては、目的外の違法な支出であるとのこと。

2 監査対象部局及び関係人による陳述

(1) 産業振興部農林課担当職員の聴取内容

ア 西農産組合の農作業の実態と作業面積

西農産組合は任意団体なので、組合員の圃場を中心に農作業の受委託を行っており、実態的には本件農業機械を含む西農産組合が所有する機械を使用して農作業を行っている。44万円が使われた本件農業機械以外にも田植機、コンバイン、畦塗機等々所有しており、そういった西農産組合が所有している機械を使って作業している又は作業していた圃場について農用地位置図を提出している。

イ 西農産組合の組合員

西農産組合の令和元年度の決算関係の資料を徴求しており、組合員出資金一覧表によると、組合員としては10名でC氏は西農産組合の組合員である。

ウ 本件農業機械の所有者

西農産組合の所有と認識している。

エ 令和元年より前の共同取組活動における本件交付金の使用方法（リース機械として年50万円×2回）

リース機械として年50万円×2回の支払いは、本件44万円の機械と同様に西農産組合が使用している機械、平成26年に購入した田植機のローンである。

オ 第5期西集落協定の事業に関する計画の認定と交付金の使用方法

中古の機械、新品で買った機械についてもメンテナンスが必要になるため、その維持管理費を交付金で賄っていくということで、共同機械の管理費と認

識している。

カ 西集落協定の構成員からの相談対応

一構成員から、44万円の本件農業機械及びそれ以外にも各種疑義があるという相談があり、聞き取った内容・案件それぞれを、西集落協定の役員に確認をしていただき、対応した。主に中継役となり集落の中でやり取りを行った。

本件交付金の使途に対する疑義が生じているが、当然、集落のため、集落が存続していくため、営農が継続していくためという大きな目的、目標があるので、そのために機械を購入するという点については、全く問題が無いかと考えている。ただ、その機械を使う人、使える人、使えない人というのが出てくる状態は好ましくないということも当然認識している。このような問題になったというのは、その辺に原因、問題が生じたのではないかと認識している。

キ 交付金の使途（機械リース料と共同利用機械の購入）

本件事業計画書に機械リース代と謳ってある中で、令和元年度より前はリース代として使用し、令和元年度は以前に購入していた中古コンバインのローン残高の返済に使用したが、本件事業の目的としては大きくずれるものではなく、許容範囲と捉えている。

ク 市内の他の集落協定での取り扱い

取り扱いは、市内の集落協定で全て同じという認識である。現実的には、毎年提出いただいている報告書をもって当該年の実績と捉えている。

(2) 西集落協定第4期代表A氏の聴取内容

ア 令和元年より前に、リースで購入した田植機の所有者
西集落協定の所有である。

イ 実質的な田植機の利用者

田植機の管理や使用は西農産組合であり、所有は西集落協定である。西集落協定では農作業は一切やっていないので、西農産組合に田植機の維持管理と農作業をお願いしている。

ウ 本件農業機械（中古コンバイン）の所有者
所有は、西農産組合である。

エ 西農産組合と西集落協定の農作業を含めた関わり

農家が個々で行っている農作業については、機械が非常に高額ということもあり、西農産組合から作業を受けてやってもらっている。西集落協定では、地域の活性化という目的で西農産組合に作業委託をお願いしている。西農産組合とはそういう位置づけで関係性がある。

オ 交付金の使途の報告

西集落協定として、西農産組合に対する補助金として交付金を使ってもらったということ、決算の時には皆さんに資料を回し全員が納得している。

第7 監査委員の判断

1 交付金の返還

交付金を返還しなければならない場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第9 交付金の返還等」に定められている。その中で

集落協定違反等となる場合及びその場合の措置で

ア 協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合

イ 多面的機能を増進する活動が行われなかった場合

ウ 水路・農道等の維持管理が行われなかった場合

エ 当該集落協定と併せて認定された事業計画の認定が取り消された場合
集落マスタープランに定めた取組が適切に実行されなかった場合

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項がなされなかった場合

交付金中間年評価の結果において、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が適切に実行されず、かつ、市町村長が実施されることが困難と判断した場合

等が挙げられている。

本請求の趣旨にある、西集落へ交付された補助金の使用方法が、西集落の作成した多面的機能発揮促進事業に関する計画、第7 交付金の使用方法等に違反しているという令和元年度の「西集落、中山間地域等直接支払事業」の実施状態は、

ア 補助金等交付申請書（令和元年7月1日 西集落）

イ 補助金等の交付決定について（通知）（令和元年7月8日 南魚沼市長）

ウ 現地確認チェックリスト（南魚沼市農林課）

エ 令和元年度中山間地域等直接支払交付金収支報告書（令和2年1月6日 西集落）

オ 事業実績報告書（令和2年4月1日 西集落）

カ 令和元年度中山間地域等直接支払交付金活動等実施報告書（令和2年4月24日 西集落）

等を監査したうえで、上記実施要領の返還の事由には当たらないと判断できる。

2 令和元年度、中山間地域等直接支払交付金事業実施の妥当性の検証

しかしながら、請求人の「請求の趣旨」の根拠である、多面的機能発揮促進事業に関する計画実施の妥当性、つまり補助金が計画以外の使途に使われていたこ

とについては検証を加える。

- ① 交付金の積立・繰越に係る計画については、本件事業計画の2号事業様式第7の3交付金の積立・繰越に係る計画に記載は無い。

交付金の繰越については、西集落協定から市へ提出された令和2年1月6日付け中山間地域等直接支払交付金収支報告書では、「前年からの交付金繰越額」として5,023円、令和元年の「翌年への交付金額繰越額」として9,825円と記載があるが、金額的に事業実施後の端数であり、かつ令和元年西集落協定金銭出納簿に「翌年（度）へ繰越して共同取組みに支出」と記載している。さらには、令和2年4月24日付けの同交付金活動等実績報告書において、繰越金は全額個人配分等に支払っており収入から支出を差し引いた残額は0円であるため、妥当な繰越金と判断できる。

- ② 次に、機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用の記載が無いことについて、がある。事業様式第7の2の支出項目に農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動費として、機械リース料20万円と記載しているが、実績として機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用分として西農産組合へ44万円の支出が行われていた。①の収支報告書において、組織等助成費として西農産組合へ共同機械購入費44万円を支出し、西農産組合が発行した領収書によれば令和元年8月13日付に領収している。また、①の収支報告書に添付のJA農機具ローン契約書及び通帳の写しによれば、その補助金がC氏名義の農機具ローンの返済金に充てられている。

このことについて、記載上は整合性が取れていないが、農林水産省の中山間地域等直接支払制度の取り組み事例では、農業生産活動や水路・農道等の共同活動を実施する場合、集落協定から交付金を活用して法人や生産組織に農業機械等（トラクターやコンバイン、田植機等）を導入して地域内の作業効率を高め、担い手の確保、農地の集約化を図ることが紹介されている。又、令和元年度以前の共同取組活動の使用方法では、リースではあるが田植機等の農業機械が導入されている実態から、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費に、著しく逸脱しているとは判断できない。

- ③～⑤ ①の収支報告書並びに令和2年9月2日付、西集落協定の第4期代表の文書により、交付金44万円がJA魚沼みなみのC氏名義の農機具ローンの返済金として支出されていることについては、C氏と西農産組合との関係と購入した中古コンバインがどのように使われたかを判断しなければならない。

C氏は、西農産組合員出資金一覧表（令和元年10月31日）によると、西

農産組合の組合員であり、西集落協定の名簿には構成員の記載はないが、同構成員であるD氏の長男で、①の実績報告書の添付資料：事業日誌によれば、令和元年7月14日の西集落の水路廻り草刈作業に参加している。その際の参加者名簿には、「参加者氏名：C氏 備考：構成員」との記載があり、実態的に本件集落協定の構成員として活動している。

交付金44万円の支出先が、最終的にはJA魚沼みなみのC氏名義の農機具ローンの返済金として支出されたことは確認された。令和2年9月2日付の西集落協定の第4期代表の文書において、西農産組合所有財産の中古コンバインは、「西農産組合が共同で使用する機械という意味です。」と回答している。また、同代表の陳述によれば、ローンの名義はC氏であるが、所有実態は西農産組合であり、西集落協定の決算時に、44万円を西農産組合へ共同機械補助金として支出したことについて、構成員に資料を示し納得してもらっているとのことであった。

西農産組合と西集落協定の関わりについて、西集落協定では、地域の活性化という目的で西農産組合に作業委託をお願いしている。西農産組合とはそういう位置づけで関係性があることを確認した。また、西農産組合の組合員7名は西集落協定の構成員であり、C氏を含む2名は構成員の後継者である。西集落の中核的農業組織として、西集落協定が農業生産活動や農地の維持・管理を担ってもらう目的で作業委託をお願いしている事実も、中山間地域等直接支払制度に沿ったものと判断できる。

第8 監査意見

以上のことから、南魚沼市が西集落に対し、違法に支出された補助金44万円の返還措置を講ずる事を要求する、という請求人の主張については、農林水産省が定める実施要領・実施要領の運用・執務参考の資料・取り組み事例によっても理由があるものではなく、西集落協定の令和元年度、中山間地域等直接支払交付金事業の実施内容も妥当性があるので、本請求を棄却する。

しかしながら、請求人は証拠書類の「同意書」で、第4期西集落協定は正規の手続きにより運営されていない等、役員交代及び地権者主体の運営を望んでおり、令和2年度からの第5期西集落協定では、西農産組合の若い世代4名が役員となっていることから、西集落協定が南魚沼市と連携しながら、制度の趣旨に沿った運営を行うよう望むものであり、ここに申し添える。

以上